

# 動物愛護指導センターの機能強化について

---

令和4年10月28日

第19回船橋市動物愛護管理対策会議

# 動物愛護指導センターの機能強化について

---

1. 動物愛護指導センターの機能強化の検討
2. 動物愛護指導センターの概要
3. 船橋市の動物愛護管理行政のこれまでの取組みと課題
4. 人と動物との共生する社会を目指して、重点的に取り組むべき施策の整理
5. 動物愛護管理施設の整備事例

# 1 動物愛護指導センターの機能強化の検討

---

- 平成15年の中核市移行時から、動物の飼い主に対する指導、動物による人の生命等に対する侵害の防止等を船橋市動物の愛護及び管理に関する条例で定め、市民の動物愛護の精神の高揚と動物の適正な飼養を図ってきた。
- 平成19年4月、動物愛護指導センターを開設し、「人と動物が仲良く共生できるまちづくり」を目指すとともに、動物愛護の情報発信拠点として業務を開始した。
- 平成24年、令和元年に動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正が行われる等、動物行政の方向性が変化し、動物愛護指導センターに求められる機能も変化してきている。
- 近年の状況等を踏まえ、課題を整理し、動物愛護指導センターに求められる役割や必要な機能を検討し、動物愛護指導センターのあり方について検討する。

## 2 動物愛護指導センターの概要

- 平成19年4月、「人と動物が仲良く共生できるまちづくり」を目指すとともに、動物愛護の情報発信拠点として業務を開始
- 動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法及び船橋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、犬等による危害防止を図るとともに動物の正しい飼い方の指導、助言及び動物愛護に関する普及啓発を行う



## 2 動物愛護指導センターの概要

- 敷地面積 4, 286. 20m<sup>2</sup>
- 2棟合計延床面積 550. 90m<sup>2</sup>
- 鉄筋コンクリート、平屋
- 管理棟:事務室・多目的ホール・モデル犬室・臨床検査室・手術室・治療処置室・X線室・負傷動物収容室・倉庫等
- 収容棟:犬収容室・猫収容室・検疫室・動物洗浄室・倉庫等



## 2 動物愛護指導センターの概要

---

### ●船橋市動物愛護指導センターの主な業務概要

1. 動物の収容及び処分(返還、譲渡を含む)
2. 動物に関する相談・苦情処理
3. 咬傷事故発生時の措置
4. 動物愛護啓発事業
5. 第一種動物取扱業の届出・登録・立入検査
6. 第二種動物取扱業の届出・立入検査
7. 特定動物の飼養又は保管の許可・立入検査
8. 犬の登録・狂犬病予防注射に関する業務
9. 動物愛護管理対策会議

### 3 船橋市の動物愛護管理行政のこれまでの取組みと課題

所有者	あり	なし
飼養場所	屋内	屋外
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多頭飼育</li> <li>・犬の散歩時の糞尿の処理、リードの長さ</li> <li>・犬の登録及び狂犬病予防注射の未実施</li> <li>・所有者明示の未実施</li> <li>・災害時の対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多頭飼育または給餌</li> <li>・繁殖</li> <li>・餌やり</li> <li>・鳴き声</li> <li>・糞尿の処理</li> <li>・所有者明示の未実施</li> <li>・災害時の対応</li> </ul>
現況と取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正飼養の普及啓発、指導</li> <li>・条例の一部改正（ふんの持ち帰り義務、多頭飼育の届出制度、猫の屋内飼養の努力義務、災害への備え等）</li> <li>・船橋市犬・猫の飼養管理に関するガイドラインの策定</li> <li>・平成30年7月に京葉地域獣医師会と災害協定を締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正飼養の普及啓発、指導</li> <li>・係留されていない犬の捕獲</li> <li>・所有者の判明しない*犬猫の引取り</li> <li>・船橋市犬・猫の飼養管理に関するガイドラインの策定</li> <li>・法に基づく周辺的生活環境の保全等に係る指導・助言（法第25条）</li> </ul> <p style="border: 1px dashed red; padding: 5px;">* 所有者の判明しない犬猫については、屋外にいる時点では、「所有者あり」と「所有者なし」の区別がつかない</p>
市の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化</li> <li>・犬・猫の適正飼養の徹底</li> <li>・多頭飼育問題への対応に係る連携</li> <li>・小中学校等での動物愛護管理の普及啓発</li> <li>・犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底</li> <li>・災害への備えと発災時の危機管理体制の強化</li> <li>・狂犬病等、動物由来感染症発生時に備えた体制の整備</li> <li>・動物取扱業者への監視指導の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化</li> <li>・地域における適正飼養の推進のための人材育成</li> <li>・動物愛護指導センターにおける適正な飼養管理等</li> <li>・動物の適正譲渡のための仕組みの整理</li> </ul> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼い主のいない猫の不妊手術実施事業の効果検証、評価</li> <li>・飼い主のいない猫の不妊手術の推進</li> </ul> </p>

## 4 人と動物との共生する社会を目指して、 重点的に取り組むべき施策の整理

---



# I. 動物の適正飼養の普及啓発と徹底

---

- 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化
  - ・ 飼い主への普及啓発の充実
- 犬・猫の適正飼養の徹底
  - ・ 犬の適正飼養の徹底(犬の登録と狂犬病予防注射、適切なリードの使用、ふんの持ち帰り義務等)
  - ・ 猫の適正飼養の徹底(屋内飼養、繁殖制限、所有明示等)
- 多頭飼育問題への対応に係る連携
  - ・ 多様な主体・関係者による連携の構築 ・ 多頭飼育者への適正飼養の指導・助言
- 地域における適正飼養の推進のための人材育成
  - ・ 協議会の設置、船橋市動物愛護管理推進員の委嘱の検討
- 小中学校等での動物愛護管理の普及啓発
  - ・ 子どもへの動物愛護管理の普及啓発の更なる推進
- 動物の遺棄・虐待の防止に関する対策
  - ・ 動物虐待等の未然防止 ・ 動物虐待等事案に対する的確な対応

※第18回船橋市動物愛護管理対策会議資料から抜粋  
(赤字は、優先的に取り組むものとして示した事項)

# I . 動物の適正飼養の普及啓発と徹底

---

## ● 前回会議における委員からの意見

- 子どもはすぐに大きくなってしまふ。特に私の地域には団地が多く、動物に触ったことがないまま大人になってしまう子どもも少なくない。また、学校飼育動物がどんどん減っている今、この動物愛護教室を進めていきたい。
- 動物の遺棄や虐待について、警察、保健所、動物愛護団体等が情報共有できる体制を整えてほしい。

# 1. 動物の適正飼養の普及啓発と徹底

重点的に取り組むべき施策 (抜粋)	現状の評価と課題	課題解決に向けた対応(案)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 犬・猫の適正飼養の徹底               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犬の適正飼養の徹底(犬の登録と狂犬病予防注射、適切なリードの使用、ふんの持ち帰り義務等)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在の取組み               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別指導、広報紙、ホームページ、リーフレット、ツイッター、パネル展、しつけ方教室等での普及啓発</li> </ul> </li> <li>● 現在の取組みにおける課題               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普及啓発について、効果的な発信</li> </ul> </li> <li>・ 効果的な啓発物等を作成するスキル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動画を用いた情報発信</li> <li>・ 動物診療施設や動物取扱業者と連携した適正飼養の普及啓発</li> <li>・ ポスター等を作成するボランティアの募集、事業者への委託</li> </ul>

# 1. 動物の適正飼養の普及啓発と徹底

重点的に取り組むべき施策 (抜粋)	現状の評価と課題	課題解決に向けた対応(案)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域における適正飼養の推進のための人材育成               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 協議会の設置、船橋市動物愛護管理推進員の委嘱の検討</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在の取組み               <ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア(譲渡・子猫の育成)や千葉県動物愛護管理推進員との連携</li> </ul> </li> <li>● 現在の取組みにおける課題               <ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア(譲渡・子猫の育成)の負担に対する軽減策</li> </ul> </li> <li>● これから取組みについて検討する必要がある               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 千葉県内の動物愛護管理推進員は、県が委嘱しており、市で動物愛護管理推進員を委嘱していない</li> <li>● 人材(ボランティア)を育成する制度がない</li> <li>● 多様な主体(ボランティア)と市の動物愛護管理行政の方向性について共有できていない</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティアへの活動内容に応じた支援(費用、物資等)を行う仕組み作りの検討</li> <li>● 協議会の設置と船橋市動物愛護管理推進員の委嘱の検討(動物愛護管理法第38条)</li> <li>● ボランティア講習会の開催</li> </ul>

# 1. 動物の適正飼養の普及啓発と徹底

重点的に取り組むべき施策 (抜粋)	現状の評価と課題	課題解決に向けた対応(案)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小中学校等での動物愛護管理の普及啓発               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもへの動物愛護管理の普及啓発の更なる推進</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在の取組み               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小中学校等での動物愛護管理教室の実施</li> <li>・ 学校の夏休みや春休み期間中に、動物愛護指導センターで動物愛護管理教室の実施</li> </ul> </li> <li>● 現在の取組みにおける課題               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小中学校へ動物愛護管理教室は、年間1～3校の申込しかない</li> <li>・ 動物愛護管理に関して、より効果的に理解を高めることができる教室の内容</li> <li>・ 学校のカリキュラムに限界がある</li> <li>・ 子どもへの教育に関する職員のスキル、人員</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校(教師)と連携して、教材の作成と授業の実施を検討</li> <li>・ 動物を介在しない授業内容の検討</li> <li>・ 夏休みの放課後教室に出前講座の検討</li> <li>・ 職員の人材育成</li> </ul>

## Ⅱ. 動物の致死処分の更なる減少を目指した取組の推進

- 地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及
  - 飼い主のいない猫の不妊手術実施事業の推進、効果の検証
  - 船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドラインの普及啓発
  - 不適切な給餌者等への指導、助言の徹底
- 動物愛護指導センターにおける適正な飼養管理等
  - 動物福祉を考えた飼養管理体制の整備
  - 職員の能力や技術の向上
  - 犬猫の引取りに係る手数料の見直しの検討
- 動物の適正譲渡のための仕組みの整理
  - 譲渡ボランティア団体との連携
  - 子猫の育成ボランティアの育成、サポート
  - 譲受者選定基準の具体化

※第18回船橋市動物愛護管理対策会議資料から抜粋  
(赤字は、優先的に取り組むものとして示した事項)

## Ⅱ. 動物の致死処分の更なる減少を目指した取組の推進

---

### ● 前回会議における委員からの意見

- 不妊手術事業は、今後も引き続き継続して、推進していただきたい。できれば、実際に捕まえた猫には必ず手術できるくらいの事業をこれからも継続していただきたい。
- 殺処分の原因が、地域での無秩序な餌やり行為にあるとしたら、それは地域全体で干渉していかなければいけないと思う。
- 飼い主のいない猫の不妊手術事業は団体の申請なので、町会長が毎年変わってしまうところがあり、猫を嫌いな人が町会長になったりすると、非常に難しい。そういった地域は、地域に出向いてお話をするといったケアもしてほしい。
- 殺処分数について、一時平成28年度にかなり数が減っているが、また増えてしまっている。これだけの数が処分されているというのが、非常に残念でならない。
- 年配のご夫婦が猫を飼いたいが、センターでは年齢に応じて条件が厳しいということをよく聞く。その制限をすることの意義はあり、大切なことだが、これも、若ければよいのかというものでもない。年齢が上がっていれば、それだけ経済的にも、精神的にも余裕があるという方もいる。その辺の、具体的な要件、文言を皆さんで協議していただけたらいいと思う。そうすることで、譲渡数も上がってくると思う。

## II. 動物の致死処分の更なる減少を目指した取組の推進

重点的に取り組むべき施策 (抜粋)	現状の評価と課題	課題解決に向けた対応(案)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 飼い主のいない猫の不妊手術実施事業の推進、効果の検証</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在の取組み               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 飼い主のいない猫の不妊手術実施事業(令和3年度不妊手術実績:585頭)</li> </ul> </li> <li>● 現在の取組みにおける課題               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 動物愛護指導センターの獣医師の業務の負担軽減策</li> <li>● 不妊手術の必要性についての普及啓発</li> <li>● 不妊手術をすべき猫の保護率</li> <li>● 不妊手術後の猫による被害の継続</li> </ul> </li> <li>● これから取組みについて検討する必要がある               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 効果の検証</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 動物診療施設への委託頭数を増やす</li> <li>● ボランティア、町会自治会等と連携した普及啓発</li> <li>● 経験豊富な、猫の保護・運搬ボランティアの募集</li> <li>● 不妊手術後の猫の管理について検討</li> <li>● 効果の検証               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 幼齢の飼い主のいない猫の引取り数</li> <li>➢ 道路等における猫の死体の回収数</li> <li>➢ 飼い主のいない猫に関する苦情相談件数</li> <li>➢ 不妊手術後に、飼い主のいない猫の生息状況調査</li> <li>➢ 町会自治会へのアンケート調査 等</li> </ul> </li> </ul>



## II. 動物の致死処分の更なる減少を目指した取組の推進

重点的に取り組むべき施策 (抜粋)	現状の評価と課題	課題解決に向けた対応(案)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 動物の適正譲渡のための仕組みの整理               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 譲渡ボランティア団体との連携</li> <li>・ 子猫の育成ボランティアの育成、サポート</li> <li>・ <b>被譲渡者選定基準の具体化</b></li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>現在の取組み</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犬猫の譲渡・返還頭数の増加</li> </ul> </li> <li>● <b>現在の取組みにおける課題</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会情勢及び動物の福祉と公衆衛生を考慮した、譲渡適性の判断</li> <li>・ 動物愛護指導センターにおける負傷動物の治療</li> <li>・ 高齢や負傷等をした動物の譲渡先</li> </ul> </li> <li>● <b>これから取組みについて検討する必要がある</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 譲渡ボランティアの負担に対する軽減策</li> <li>・ 万が一動物を飼えなくなった場合に、新しい飼い主を見つける仕組み(終生飼養するつもりであったが、やむを得ない事情は発生し得る)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正な譲渡について、動物診療施設やボランティア等の関係者の相互間で共有する</li> <li>・ 動物診療施設やボランティアと連携した、負傷動物の治療、譲渡体制の確立</li> <li>・ 収容動物の預かりボランティア、馴化ボランティア、看取りボランティアを募集し、譲渡推進のための連携作り</li> <li>・ 「動物の適正譲渡における飼い主教育(環境省)」の充実</li> <li>・ ボランティアへの活動内容に応じた支援(費用、物資等)を行う仕組み作りの検討</li> <li>・ 事業者やボランティアと連携した、譲渡会の開催</li> <li>・ 犬猫を譲りたい飼い主が、犬猫を飼い始めたい飼い主を探す機会の提供</li> </ul>

## Ⅲ. 動物由来感染症、災害時への対応強化

---

- 犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底
  - ・ 犬の登録の徹底
  - ・ マイクロチップ装着の義務等の徹底
  - ・ 狂犬病予防注射接種率の向上
- 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化
  - ・ ペットの災害対策に関する飼い主への普及啓発
  - ・ 動物愛護指導センターや避難所等における災害時の対応体制の整備
  - ・ 災害時におけるペット対策に関する連携体制の整備
- 狂犬病等、動物由来感染症発生時に備えた体制の整備

※第18回船橋市動物愛護管理対策会議資料から抜粋  
(赤字は、優先的に取り組むものとして示した事項)

## Ⅲ. 動物由来感染症、災害時への対応強化

---

### ● 前回会議における委員からの意見

- 災害時の対策について、一般の飼い主はご存じない方がすごく多いと感じている。
- 災害時に避難所に来るより、家にいる方が安全な場合もある。自宅が駄目ならば、避難所へ行くように、そうすることで、ペットに苦しい思いをさせないで生活することができるのではないかという気がする。そういったことも含め、普及啓発は非常に大事である。

### III. 動物由来感染症、災害時への対応強化

重点的に取り組むべき施策 (抜粋)	現状の評価と課題	課題解決に向けた対応(案)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>● ペットの災害対策に関する飼い主への普及啓発</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在の取組み               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正、船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドラインの策定による普及啓発</li> <li>● ホームページ、リーフレット、パネル展等での普及啓発</li> </ul> </li> <li>● 現在の取組みにおける課題               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 効果的な普及啓発</li> <li>● 飼い主の自助(災害への備え、災害発生時の対応についての準備)</li> <li>● ペットの同行避難訓練(毎年1か所の学校で実施するのみ)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 動画を用いた情報発信</li> <li>● 事業者(動物取扱業者、動物用品・ペットフード販売店等)や動物診療施設等と連携した情報発信</li> <li>● 町会自治会等へ出前講座の実施</li> </ul>

### Ⅲ. 動物由来感染症、災害時への対応強化

重点的に取り組むべき施策 (抜粋)	現状の評価と課題	課題解決に向けた対応(案)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 動物愛護指導センターや避難所等における災害時の対応体制の整備</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在の取り組み               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 京葉地域獣医会と「船橋市災害時における動物救護活動に関する協定」の締結</li> <li>● 船橋市災害時における動物救護活動に関する協定に基づく「動物救護活動マニュアル」の作成</li> <li>● 市内避難所における動物の収容場所の確保</li> </ul> </li> <li>● 現在の取り組みにおける課題               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 動物愛護指導センターの餌等の備蓄</li> <li>● 餌等を備蓄する場所</li> <li>● 避難所運営委員会や飼い主へ、避難所でのペットの取扱いについての周知</li> </ul> </li> <li>● これから取り組みについて検討する必要がある               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 動物愛護指導センターが被災した場合に、放浪動物や救護が必要なペットを収容する拠点の整備</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時に備え、餌やケージ等の準備と災害発生時にすぐに取り出せるような整理</li> <li>● 千葉県、周辺市町村や事業者等と連携した、災害発生時に物資等の支援を受ける体制作り</li> <li>● 町会自治会等へ出前講座の実施</li> <li>● 放浪動物や救護が必要なペットを収容する拠点の整備</li> <li>● 動物の飼養施設を有する動物診療施設や動物取扱業者と放浪動物や救護が必要なペットの収容に関する連携</li> </ul>

## IV. 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

---

- 動物取扱業者への監視指導の強化
  - 第一種動物取扱業の遵守基準の徹底
  - 第二種動物取扱業の遵守基準の徹底

※第18回船橋市動物愛護管理対策会議資料から抜粋

## 5 動物愛護管理施設の整備事例

---

- 「動物を処分するための施設」から「生かすための施設」に機能転換(神奈川県動物愛護センター)
- 「いのちを学ぶ場」、「いのちをつなぐ場」、「いのちを守る場」として、「動物を通じて、誰もが集い、憩い、学べる交流施設」(川崎市動物愛護センター)
- 動物を通じて、集い、学べる交流施設としての機能(おおいた動物愛護センター)
  - 「基金」等を創設し、施設整備、譲渡推進のための動物の治療やしつけ、譲渡会開催等の経費に活用
  - 動物関係団体やボランティア等との協働による運営
  - ネーミングライツパートナーとして民間企業との協力
  - 動物の収容・飼養管理、情報発信・普及啓発等を企業へ業務委託
  - 市民利用スペースの拡充(譲渡会、動物とのふれあい、趣味サークル、地域のイベント等)
  - 災害等緊急時における被災動物の避難救護活動拠点としての整備